

認証の詳細

<家庭用の氷かき器>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. 合成樹脂成形設備 2. プレス加工設備 3. 切断設備 4. 穴あけ加工設備 5. 防せい処理設備 6. 組立設備</p> <p>ただし、合成樹脂成形設備、プレス加工設備、切断設備、穴あけ加工設備、又は防せい処理設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を、備える事を要しないものとする。</p>	<p>1. 適切に合成樹脂成形できること。 2. 適切にプレス加工ができること。 3. 適切に切断ができること。 4. 適切に穴あけ加工ができること。 5. 適切に防せい処理ができること。 6. 適切に家庭用氷かき器を組立てることができる作業工具等の設備を備えていること。</p>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
<p>1. 寸法測定設備 2. 硬さ測定設備 3. 耐荷重試験設備 4. 繰り返し荷重試験設備</p>	<p>1. ノギス(100mm まで測定できるもの)及びマイクロメータ(25mm まで測定できるもの)を備えていること。 2. 硬さ試験機(日本工業規格 B7725 ビッカーズ硬さ試験機(1976)に規定するもの)を備えていること。 3. 耐荷重試験機(60kg の荷重を加えることができるもの)トルク試験器(50kg・cm\div5Nm までのトルクを測定することができるもの)ばねばかり(20kg まで測定することができるもの)及びあて板(ゴム製で直径 30mm 厚さ 10mm の円形状のもの及び木製で直径 50mm 厚さ 10mm の円形状のもの)を備えていること。 4. 繰り返し荷重試験機(氷かきのつまみの上に毎分 30 回の回数で 5kg の荷重を加えることができるもの)を備えていること。</p>

<p>5. 安定性試験設備</p> <p>ただし、硬さ測定、耐荷重試験又は繰り返し荷重試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者において製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>5. 傾斜版(表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさで 10kg の荷重を載せても著しいたわみがないもの)分度器及び転倒装置(家庭用氷かき器に関する基準確認方法表 1 の 5 (1)に規定するもの)を備えていること。</p>
---	--

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

要素	区分
本体の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) 金属製のもの
ふた	(1) 本体にふたを有するもの (2) 本体にふたを有しないもの
刃の取付部の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
氷入れ	(1) 氷入れを有するもの (2) 氷入れを有するもの
ハンドルの操作	(1) ハンドルを底板に対して水平にまわすもの (2) その他のもの
装飾品	(1) 本体に装飾品のあるもの (2) 本体に装飾品のないもの

表4：型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	申請手数料 24,200 円/型式（税抜 22,000 円/型式） ※外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	三菱UFJ銀行 東京公務部 支店普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account300447 ConsumerProduct Safety Association(Swift Address)BOTKJPJT

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期が異なることがあります。また、試験試料の大きさや個数によっては、検査資料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。


表5：型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	型式試料の数
一般財団法人日本文化用品安全試験所 大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072-968-2226 FAX. 072-968-2221	2 個／型式

表6：型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間

表7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p>

	<p>「協会支給ラベル方式」は、ロット検査合格時に委託検査機関から交付致します。申請者は、SG ラベルをロット認証申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p> <p>SG マークの表示の方法は受台の上部中央部又は受台の側面部に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>図2に示す SG マークを自ら製品本体に刻印、浮きだし、貼付して表示する方式です。</p> <div data-bbox="746 517 1043 734" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図2 自社表示の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。 ・ 色彩：表示要領（製品安全協会規程第14号）に定める色彩又は単色です。 ・ SGマークの表示の方法は受台の上部中央部又は受台の側面部に貼付してください。 <p>※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表8に示す手数料を振り込んでください。</p> <p>報告は Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>

表8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	<p>7.7 円/個(税抜 7 円/個)</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からのご入金に際しては、消費税は不要です。</p>	<p>三菱東京 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関


申請窓口	下記委託検査機関よりお選びください	
	一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	東京事業所 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03 (3829) 2515 FAX. 03 (3829) 2549 大阪事業所 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072-968-2226 FAX. 072-968-2221

表 11 : ロット認証の申請手数料

窓口	手数料	振込先
託検査機関	【一般財団法人日本文化用品安全試験所】 (1) 基準適合性検査 24,200 円 (税抜 22,000 円) (2) 同等性検査 (①+②合計) ①SG マーク費用 15.4 円 (税抜 14 円) ②同等性検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)	委託検査機関の案内に従ってください。

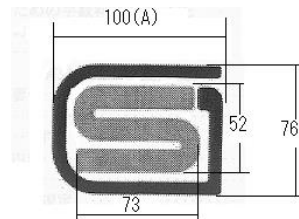
- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、試験資料の大きさや個数によっては、検査資料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ね下さい。

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>「協会支給ラベル方式」は、ロット検査合格時に委託検査機関から交付致します。申請者は、SG ラベルをロット認証申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

自社表示方式

図2に示す SG マークを自ら製品本体に刻印、浮きだし、貼付して表示する方式です。



(マーク部寸法比)

図2 自社表示の場合

- ・ 寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。
- ・ 色彩：表示要領（製品安全協会規程第14号）に定める色彩又は単色です。
- ・ SGマークの表示の方法は受台の上部中央部又は受台の側面部に貼付してください。

※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。

自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第4条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。

作成・改正履歴

2023/12/20